

INFORMATION

市役所 ☎ 5111

お知らせ

パートⅢ



福祉

保育園の入園の申し込み

平成23年4月から新たに入園を希望する人の申し込みを、平成23年1月18日(火)～2月15日(火)に受け付けます。

●受付期間・時間・会場：左表1参照。

※書類審査や準備の都合上、期間以降は受け付けできませんのでご了承ください。

●入園資格：児童の保護者が左表2のいずれかの場合。これ以外でも、理由によって入園できる場合がありますのでご相談ください。

また、現在求職中の人も、4月より左表2と同様の家庭状況となる予定の場合、入園となる場合のみ、産休明け保育児用問診票が必要。

●表1 保育園入園希望受け付け日程●

Table with 2 columns: 会場 (保育園), 日時 (1月18日～2月15日)

※土・日曜日、祝日除く。

●表2 入園資格一覧●

Table with 2 columns: 番号 (1-6), 資格 (居宅外で仕事している場合など)

●市内保育園一覧●

Table with 4 columns: 園名, 住所, 電話番号, 受け入れ月齢

※については直接契約となりますので、申込書および入園手続きについては、しおん保育園にご確認ください。

合、入園できません。

※同居の祖父母などが保育できると認められる場合は、入園できないことがあります。

いずれの場合も証明書が必要で、左表2の①～⑥の詳細については左記までお問い合わせください。

●必要なもの：●保育園入園申込書、申込児童の健康状況調査書、父・母・祖父母などの就労証明書や診断書など、保育のできないことを証明できる各種証明書

●平成22年分の所得に対する税額を証明するもの(源泉徴収票または所得税確定申告書の写しを、その次第提出してください)。

※生後6カ月未満で、入園となる場合のみ、産休明け保育児用問診票が必要。

なお、入園申込書などは、保育課、各保育園に用意しています。

また、年度の途中でも定員に余裕がある場合は、5月以降も入園できますので、希望する人は、希望月の前月15日(土曜・日曜日および休日の場合は前日)までに申込書を左記まで提出してください。

※年度途中で、産休明け後に入園の希望がある場合には、事前にご相談ください。

●他市町村の保育園入園申し込みを予定している人へ

市外の市町村の保育園に入園を希望する人は、早めにご連絡をいただきますとともに、

平成24年3月31日(1年間) ●主な業務：次のとおり。

必要書類は、左記または各市内保育園に用意しています。園保育課保育班(☎内線221～223)。

障害者就労支援相談員

市では、障がいのある人の職業的自立を支援するため、就労に関する相談や必要な情報の提供、就労活動などのお手伝いを行う「障害者就労支援相談員」を募集します。

●募集人員：1人(非常勤特別職の職員) ●応募資格：障がいの者の就労支援に携わった経験のある人で、普通自動車第1種免許所持者。

●勤務場所：市社会福祉課。 ●報酬および勤務時間：月額12万円(通勤手当含む)、週4日以内の平日のみで、週28時間以内。

●任期：平成23年4月1日～12月24日(金)までに、申込書など必要書類を左記までご提出ください。

平成24年3月31日(1年間) ●主な業務：次のとおり。

必要書類は、左記または各市内保育園に用意しています。園保育課保育班(☎内線221～223)。

障害児福祉手当

●対象：日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満で次のいずれかに該当する人。

●身体障害者手帳1～2級の障がいの一部 ●療育手帳のA ●診断書の提出が必要な場合があります。

●手当額：月14,380円。 ●資格喪失事由など：次のいずれかに該当したとき。

●施設などへ入所した ●国民年金法による障がいを支給事由とする給付を受けるようになった ●本人・配偶者・扶養義務者のいずれかの所得が限度額を超過した(支給停止)。

●詳しくは左記まで。 ●詳しくは左記まで。 ●詳しくは左記まで。

特別児童扶養手当

心身に重度、中度の障がいがあるため、日常生活で常に介護を必要とする在宅の20歳未満の児童を養育している父母もしくは養育者に支給される手当です。

●対象児童：身体障害者手帳3級以上、療育手帳Bの1以上、保健福祉手帳の2級以上、身体障害の内部障害(心臓、腎臓など)で手帳と同程度。

●手当額：1級月50,750円、2級月33,800円。

●資格喪失事由など：次のいずれかに該当したとき。

●施設などへ入所した ●国民年金法による障がいを支給事由とする給付を受けるようになった ●本人・配偶者・扶養義務者のいずれかの所得が限度額を超過した(支給停止)。

由とする給付を受けるようになった ●本人・配偶者・扶養義務者のいずれかの所得が限度額を超過した(支給停止)。

●詳しくは左記まで。 ●詳しくは左記まで。 ●詳しくは左記まで。

特別障害者手当

●対象：日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満で次のいずれかに該当する人。

●身体障害者手帳1～2級の障がいの一部 ●療育手帳のA ●診断書の提出が必要な場合があります。

●手当額：月14,380円。 ●資格喪失事由など：次のいずれかに該当したとき。

●施設などへ入所した ●国民年金法による障がいを支給事由とする給付を受けるようになった ●本人・配偶者・扶養義務者のいずれかの所得が限度額を超過した(支給停止)。

●詳しくは左記まで。 ●詳しくは左記まで。 ●詳しくは左記まで。

印西市デイケアクラブ

「心のいずみ」

心の病気で悩んでいる人とその家族などを対象とした憩いの場です。

●日時・会場：左表のとおり。 ●詳しくは左記まで。 ●詳しくは左記まで。

●印西市デイケアクラブ「心のいずみ」日程●

Table with 4 columns: 日時, 会場, 内容, 持ち物など

●会場：①小林コミュニティプラザ②印旛公民館(瀬戸)。

●参加費：実費200円程度。 ●申し込み：電話で左記へ。

福祉巡回相談室

障がいのある人やその家族を対象に、手帳の申請・福祉サービスの利用について無料で相談に応じます。

●日時：12月9日(木)・午後2時30分～4時30分。 ●会場：印旛公民館(瀬戸)。

●申し込み：事前に左記まで。 ●いんば障害者相談センター、社会福祉課障害福祉班。

【手話学習会&懇談】 ●日時：12月4日(土)・午後1時30分～4時。 ●会場：佐倉市立中央公民館。

●参加費：初参加者のみテキスト代1,000円。 【手話サロン】

手話読み取りの勉強と談話。 ●日時：12月17日(金)・午後1時30分～4時。 ●会場：酒々井町社会福祉協議会。

●参加費：無料。 ※いずれも申し込みは不要。 耳の聞こえる人も参加できます。 また、要約筆記者(話しの言葉を要約してスクリーンやノートに書き、映す)がサポートします。

●NPO千葉県中途失聴者・難聴者協会印旛香取事務所。 板倉(☎090-5302-0385 / FAX 043-461-6533)。

●日時：①12月9日(木)②16日(木)・いずれも午前11時～午後2時。

フリースペース

リラックス

精神的な悩みを持つ人が対象。ゲームや茶話でゆったりとすごしませんか。

●日時：①12月9日(木)②16日(木)・いずれも午前11時～午後2時。